



第114期

定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス対応に関するお知らせ

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点の感染状況およびご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさませぬようお願いいたします。感染による影響が大きいとされる基礎疾患のある株主様等におかれましては、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ・また、本株主総会会場において、発熱や体調不良とお見受けした株様につきましてはご入場の制限をさせていただくなど、感染予防のための措置をとらせていただきますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

※今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当行ウェブサイト (<https://nangin.jp>) および「南日本新聞」に掲載させていただきます。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時

場所

鹿児島市山下町1番1号
当行本店4階

お土産の提供をとりやめさせていただいております。

何とぞご理解をくださいますようお願い申し上げます。

目次

第114期定時株主総会招集ご通知	1
議決権の行使方法のご案内	3
議決権行使書のご記入方法について	4
事業報告	5
連結計算書類	25
計算書類	28
監査報告書	33
株主総会参考書類	39

証券コード 8554
2022年6月3日

株 主 各 位

鹿児島市山下町1番1号
株式会社 **南日本銀行**
取締役頭取 齋藤 眞一

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 鹿児島市山下町1番1号 当行本店4階
3. 目的事項
報告事項
 1. 第114期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第114期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第4号議案 取締役8名選任の件
- 第5号議案 監査役2名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://nangin.jp>) に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://nangin.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎ 当日は**軽装（クールビズ）**にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法のご案内

下記のいずれかの方法により議決権の行使をお願いします。



1 株主総会に出席する場合

株主総会開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



2 議決権行使書を郵送する場合

行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

▶▶ [次頁をご覧ください。](#)

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、可能な限り「議決権行使書を郵送」していただく行使方法をご推奨申し上げます。

議決権行使書のご記入方法について

本株主総会の議案を「株主総会参考書類」39ページより50ページに記載しておりますので、ご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

第1号議案～第3号議案について

第1号議案～第3号議案に賛成される場合には、議案の賛否表示欄の「賛」の欄に○印を、異なる意思をご表示される場合は「否」の欄に○印をご表示願います。

第4号議案・第5号議案について

第4号議案・第5号議案につきましては、候補者全員に賛成される場合には、該当議案の賛否表示欄の「賛」の欄に○印を、候補者全員に異なる意思をご表示される場合には、「否」の欄に○印をご表示願います。

一部の候補者につき異なる意思を表示される場合には、「賛」の欄に○印をご表示されたうえ、「株主総会参考書類」に記載の該当候補者の番号をご記入ください。

なお、各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱うこととさせていただきます。

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 株主番号

議決権行使枚数

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
賛					
否					

2022年6月 日

お 願 い

- 株主総会ご参加の際は、本議決権行使書様式を必ずお持ちください。なお、議決権行使書様式には「賛否表示欄」の他に「議決権行使枚数」の欄があります。この欄に「議決権行使枚数」を記入し、議決権行使書に賛否を表示し、この欄に○印を記入し、2022年6月14日（水曜日）午後5時までに郵送してください。
- 議決権行使枚数が議決権の総数を超えておられる場合は、議決権行使枚数を調整してください。
- 議決権行使枚数が議決権の総数を超えておられる場合は、議決権行使枚数を調整してください。

株式会社 南日本銀行

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議決権行使枚数

第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否

第4号議案ならびに第5号議案について

全員賛成の場合 → 賛 に○印

全員反対の場合 → 否 に○印

一部候補者に反対の場合 → 賛 に○印をし、反対する候補者番号を空欄に記入

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【金融経済環境】

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が続く中、ワクチン接種の普及や政府が実施する各種施策等の効果もあり、通期では景気の持ち直しの動きが見られましたが、世界的な半導体不足や感染症の流行等による供給制約、エネルギーや原材料価格の高騰等によって先行きを見通しにくい状況が続きました。

鹿児島県経済におきましても、厳しい状況にある観光・飲食関連において、足もとでは持ち直しの動きが見られるものの、事業環境の回復には相当の時間を要するものと考えられます。

【事業の経過及び成果】

このような環境のもと、私ども南日本銀行グループは、取引先事業者に対して迅速な資金繰り支援を行うとともに、WIN-WINネット業務（新販路開拓支援業務）による本業支援や事業再構築補助金制度の申請支援などの経営改善支援等に取組んでまいりました。今後も、お取引先のニーズに合致した金融サービスを提供し、新型コロナウイルス感染症の影響によって一段と厳しい状況にある事業者及び個人のお客さまにしっかりと寄り添い、地域経済の回復・活性化に貢献してまいります。

以上のような経済情勢のもと、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

<預金>

預金は、前連結会計年度末に比べ58億円増加し、7,819億円となりました。

<貸出金>

貸出金は、前連結会計年度末に比べ26億円減少し、5,876億円となりました。

<有価証券>

有価証券は、前連結会計年度末に比べ29億円増加し、831億円となりました。

<損益>

当連結会計年度の経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金の減少及び有価証券売却益の減少等により、前連結会計年度に比べ4億76百万円減少し、154億97百万円となりました。

また、経常費用は、与信関連費用や有価証券売却損及び営業経費の減少等により、前連結会計年度に比べ15億95百万円減少し、126億5百万円となりました。

この結果、経常利益は、前連結会計年度に比べ11億20百万円増加し、28億92百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ5億8百万円増加し、22億12百万円となりました。

<店舗関係>

店舗ネットワークの最適化及び店舗運営の効率化を目的として、店舗内店舗方式による移転統合を3カ店(2021年9月に下甕支店、2021年10月に明和出張所、2021年11月に天文館支店)実施したことに加え、昼時間休業の導入(2021年4月に8店舗、2021年5月に6店舗)を行いました。

今後も店舗運営の効率化を図るとともに、お客さまの利便性向上に向けた取組みを積極的に行ってまいります。

店舗外ATMにつきましては、2022年3月末現在で70カ所の設置となっております。2014年4月からセブン銀行とのATM利用提携を開始しており、お引き出しについては、ほぼ24時間利用可能となるなど、利便性の向上に努めております。

<金融サービス>

金融サービス面では、SDGs(持続可能な開発目標)の観点から、“地元”鹿児島県が有する自然遺産の環境保護に役立てていただくことを目的として、お客さまからお預け入れいただいた預金残高の0.01%を、当行が「奄美群島広域事務組合」および「屋久島環境文化財団」に寄付する商品『なんぎん世界自然遺産登録記念定期預金』をはじめ、株主の皆様からの日頃のご支援にお応えするための「株主優遇定期預金」の販売を行い、商品ラインナップの充実に努めております。

また、ミナミネット支店(2011年4月開設)においては、非対面での24時間インターネット、携帯電話等によるローン申込みの受付を行い、お客さまのニーズに即した商品の提供を行っております。更に、2017年5月より、お客さまとの接点拡大及び利便性向上を目的とした「なんぎんスマホアプリ」を導入しました。

地元取引先事業者に対しては、お取引先の本業支援策である「WIN-WINネット業務」(2011年10月より開始)に組織を挙げて取組んでおり、2017年度からは、経営改善が必要なお客さまに対する販路開拓支援に特に注力するなど、地域経済活性化に向けた取組みを加速させております。

また、新型コロナウイルス感染症により影響を受けているお客さまを支援するため、平日の相談窓口に加え、休日専用ダイヤル相談窓口の設置や事業性融資及び個人向け住宅ローンの条件変更にかかる手数料を免除する対応をとらせていただいております。また、災害時や新型コロナウイルス感染症拡大等による不測の事態においても安定した金融

サービスの提供を可能とすべく、協力金融機関との相互支援の協定締結を行うなど、事業継続体制の強化を図りました。

【対処すべき課題】

地域金融機関を取り巻く経営環境は、少子化による人口減少や超高齢化の進行等の社会構造の大きな変革期を迎えており、デジタル技術の進展や規制緩和に伴う他業態を含めた競合環境の激化等により、日々厳しさを増しております。

このような環境下、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、いまだ収束に至っておらず、先行きを見通すことが困難な状況にあり、様々な業種に影響が出てきています。そうした中、当行は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客さまに寄り添い、健康・安全を最優先に感染拡大防止に取り組むとともに、資金決済や事業資金のご支援のほかに、経営支援などの多面的に安定した金融サービスの提供を行うことで、地元“鹿児島県”の経済を下支えすることを優先的に取り組んでいきたいと考えます。

また、当行は、中長期的に安定した収益を確保することが重要であると考えており、これまで以上に「顧客本位の業務運営」の実践に徹し、お客さまのニーズに合った適切な金融商品・サービスの提供に努めてまいります。

今後においても、「南日本銀行SDGs宣言」に掲げる地域の課題解決への取組みを進めることで、「地域に密着し、真に地域の発展に役立つ銀行」を目指し、役職員一丸となって各種施策に取り組んでまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	16,722	16,431	15,973	15,497
経常利益	1,360	1,209	1,772	2,892
親会社株主に帰属する当期純利益	762	645	1,704	2,212
包括利益	364	△1,520	2,567	1,378
純資産額	43,072	40,970	43,148	52,635
総資産	801,704	789,169	862,512	882,898

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預金	748,002	734,638	776,225	782,042
定期性預金	454,124	425,100	402,497	382,773
その他	293,878	309,537	373,727	399,268
貸出金	567,360	569,474	590,840	588,157
個人向け	192,189	183,700	175,910	168,050
中小企業向け	339,352	350,011	380,046	381,236
その他	35,818	35,762	34,883	38,871
商品有価証券	44	33	11	6
有価証券	84,224	78,217	80,268	83,220
国債	31,397	22,051	22,400	21,739
その他	52,826	56,166	57,867	61,480
総資産	798,985	786,571	860,013	880,633
内国為替取扱高	2,435,713	2,456,851	2,392,781	2,417,939
外国為替取扱高	百万ドル 39	百万ドル 42	百万ドル 28	百万ドル 25
経常利益	1,477	1,180	1,771	2,885
当期純利益	878	653	1,704	2,205
1株当たり当期純利益	円銭 87 03	円銭 59 15	円銭 189 49	円銭 242 39

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を自己株式数を控除した期中の平均発行済普通株式数で除し、単位未満を四捨五入して算出しております。

(3) 企業集団及び当行の使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業者名	当年度末
株式会社南日本銀行	646人
南九州サービス株式会社	0人
なんぎんリース株式会社	0人
合計	646人

- 注 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
2. 南九州サービス(株)、なんぎんリース(株)の使用人には、(株)南日本銀行からの出向者は含まれておりません。

② 当行の使用人の状況

	当年度末
使用人数	646人
平均年齢	39年 3月
平均勤続年数	16年 2月
平均給与月額	380千円

- 注 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

① 営業所数

	当 年 度 末	
	うち出張所	
鹿 児 島 県	55店	(3)
宮 崎 県	2	(—)
熊 本 県	4	(—)
福 岡 県	2	(—)
東 京 都	1	(—)
合 計	64	(3)

注 1. 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動預払機を70カ所設置しております。
2. 店舗内店舗方式での店舗統合による実質店舗数は59カ店であります。

② 当年度新設営業所

当年度における営業所の新設はありません。

注 当年度において、店舗内店舗方式による店舗の移転統合を行ったことにより、甕島支店下甕出張所、ファミリープラザめいわ出張所の計2カ所を店舗外現金自動預払機へ変更しております。

(5) 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	427
---------	-----

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
新システム・ソフトウェア関係	101

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
なんぎんリース株式会社	鹿児島市中央町26番18号	リース業務	百万円 70	% 98
南九州サービス株式会社	鹿児島市泉町2番3号4F	現金等輸送業務	10	50

- 注 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当期の連結経常収益は154億97百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は22億12百万円であります。

② 重要な業務提携の概況

- イ. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ロ. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ハ. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ニ. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS接続方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ホ. 九州地区第二地銀7行で勘定系及び対外系システム等オンラインシステムを共同利用しております。

- へ. 当行と豊和銀行及び宮崎太陽銀行は、3行のお取引先に対する経営支援を通じて地域経済の活性化に貢献するため、「3行合同地域再生支援委員会」を設立するとともに、各行において、あおぞら銀行グループと「九州地域活性化ファンド（あおぞら銀行グループ設立）」を活用したお取引先の事業再生支援に関する業務提携を行っております。
- ト. 取引先企業の再生支援強化のために鹿児島県内に本店を置く、当行を含む7金融機関（当行、鹿児島銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、奄美大島信用組合）と鹿児島県信用保証協会及び鹿児島県中小企業再生支援協議会が参加して株式会社ドーガンと「かごしま企業再生ファンド」を活用した「業務協力協定」を締結しております。
- チ. セブン銀行とのATM利用提携について、2014年4月14日より利用提携を開始しております。CAFIS接続方式で当行キャッシュカードのセブン銀行ATM利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- リ. 2018年5月、当行と豊和銀行及び宮崎太陽銀行は、お取引先事業者の販路開拓支援分野における業務提携を行いました。本業務提携は、ビジネスマッチングや商談会ではカバーしきれない「販路開拓支援業務」の効率的運営と販路開拓にかかるネットワークの拡充を図ることで、3行が地盤とする鹿児島、大分、宮崎の中小・小規模事業者を中心とした売上高増加を図り、九州南東部の面的地域経済活性化に貢献していくことを目的としています。
- ヌ. 2020年3月、当行と豊和銀行及び宮崎太陽銀行は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえて、各行の事業継続体制の強化を図るため、「災害時における相互協力に関する協定」を締結しました。また、2020年5月には、離島地域における金融機能の維持を目的として、当行と奄美大島信用金庫及び鹿児島銀行において、同様の協定を締結しました。これらにより、締結金融機関それぞれの営業地域において災害が発生した場合でも、災害の影響を最小限に止め、当地域のお客さまに安心してサービスをご利用いただける体制を強化しております。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況（2021年度末現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
齋藤 眞一	代表取締役頭取	事業組合システム バンキング九州共 同センター理事	
市坪 功治	専務取締役		
正野 和広	常務取締役		
濱口 直也	取締役 融資部 部長		
吉留 昌彦	取締役 営業統括部 部長		
田中 暁爾	取締役 総合企画部 部長		
野間 俊美	取締役（社外）	弁護士法人始良 霧島法律事務所 所属弁護士	
西山 芳久	取締役（社外）		
松下 弘志	監査役（常勤）		
永山 在紀	監査役（社外）	南国殖産株式会社 代表取締役社長	南国殖産株式会社の代表取 締役社長であり、同社の経 理部門を所管する役員を歴 任するなど、財務・会計に 関して相当程度の知見を有 するものであります。
山原 芳樹	監査役（社外）		
逆瀬川 尚文	監査役（社外）		

注 当行は、野間俊美氏、西山芳久氏、山原芳樹氏、逆瀬川尚文氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2011年5月6日の取締役会におきまして役員報酬制度の見直しを行い、退職慰労金制度の廃止、取締役及び監査役の報酬額の改定に関する議案を、2011年6月29日開催の第103期定時株主総会で決議しております。その際に新役員報酬制度は、固定報酬と業績連動報酬に区分し、役員賞与については支給しないこととしております。なお、当該定時株主総会終結時点の員数は取締役7名、監査役4名であります。また、固定報酬の一定額以上について役員持株会への拠出を義務づけることにより、株主との価値の連動を図る制度となっております。なお、購入した株式は役員退任時まで継続保有を義務付けることとしております。監査役については独立性・中立性を高めるため業績連動報酬の対象とせず、持株会への拠出も義務付けてはおりません。

当行の取締役の報酬は、取締役にふさわしい人材の確保・維持並びに、企業価値向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役員の役割・責務・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。

② 報酬等の種類別内容決定に関する事項

イ. 基本報酬

当行の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役割や職責に応じて当行の業績等を考慮しながら総合的に勘案して決定しております。

ロ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、業績向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして、業績指数を反映した金銭報酬とし、各事業年度の当期純利益の目標値（特殊要因による増加額は実質ベースに引き直して評価）に対する達成度合いに応じて算定された額を業績連動報酬として毎年、一定の時期に支給することとしております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する事項

取締役の種類別の報酬割合については、役割・職責・業績等を総合的に勘案し、取締役会にて種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別報酬などの内容を協議し決定しております。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は、固定報酬：業績連動報酬＝0.8：0.2としております。（種類別報酬の合計を1とし、業績指標を100%達成した場合）

取締役の個別の報酬等の内容については、取締役会で決議された内容に基づき、当行の収益状況や経済状況・経営環境等を総合的に勘案し決定しております。

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬
取締役	9人	86	76	9
監査役	4人	27	27	—
計	13人	113	103	9

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬等には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬45百万円は含まれておりません。
3. 株主総会で定められた役員に対する報酬限度額は、取締役について年額200百万円以内、監査役については年額45百万円以内であります。
4. 役員賞与は支給しておりません。
5. 2011年6月に役員退職慰労金制度を廃止しており、2011年7月以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。

(3) 責任限定契約

当行と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 補償契約

補償契約は締結しておりません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役ならびに監査役	<ul style="list-style-type: none">取締役及び監査役がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用の補償尚、当該契約の保険料は全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
野間俊美	弁護士法人始良霧島法律事務所は、当行と通常の銀行取引があります。
永山在紀	南国殖産株式会社は、当行と通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
野間俊美	6年9カ月	当事業年度開催の取締役会 16回のうち15回出席	弁護士として企業法務に精通しており、その専門的な知識や経験等を当行の経営に反映していただくことを期待する中、取締役会等の場において、当該視点から適宜必要な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
西山芳久	6年9カ月	当事業年度開催の取締役会 16回のうち15回出席	鹿児島県の要職を歴任され、退職後も鹿児島県代表監査委員を務めるなどしており、その経験や見識等を当行の経営に反映していただくことを期待する中、取締役会等の場において、当該視点から適宜必要な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
永山在紀	15年9カ月	当事業年度開催の取締役会 16回のうち13回出席 当事業年度開催の監査役会 12回全てに出席	南国殖産株式会社の代表取締役社長であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識等を生かし、社外監査役として職務を適切に遂行していただけることを期待する中、当行の取締役会や監査役会などの場において、当該視点から適宜必要な発言をいただくなど、当行の経営、職務執行の監査・監督を適切に行っていただいております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
山原 芳樹	11年9カ月	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回出席 当事業年度開催の監査役会12回全てに出席	長年鹿児島大学教授として勤務され、培われた専門知識及び経験等を生かし、社外監査役として職務を適切に遂行していただけることを期待する中、当行の取締役会や監査役会などの場において、当該視点から適宜必要な発言をいただくなど、当行の経営、職務執行の監査・監督を適切に行っていただいております。
逆瀬川 尚文	2年9カ月	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回出席 当事業年度開催の監査役会12回全てに出席	株式会社南日本新聞社の要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と高い見識を生かし、社外監査役として職務を適切に遂行していただけることを期待する中、当行の取締役会や監査役会などの場において、当該視点から適宜必要な発言をいただくなど、当行の経営、職務執行の監査・監督を適切に行っていただいております。

注 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当行定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	18	—

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	32,000千株
A種優先株式	32,000千株
B種優先株式	32,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	8,096千株
A種優先株式	3,000千株
B種優先株式	850千株

- 注 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 普通株式の株式数には自己株式（50,652株）を含んでおります。

(2) 当年度末株主数

普通株式	5,728名
A種優先株式	1名
B種優先株式	33名

(3) 大株主

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数 千株	持株比率 %
南日本銀行行員持株会	796	9.90
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	376	4.67
株式会社みずほ銀行	309	3.84
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	308	3.83
株式会社福岡銀行	280	3.49
一般財団法人岩崎育英文化財団	259	3.22
明治安田生命保険相互会社	227	2.82
西日本信用保証株式会社	217	2.69
共栄火災海上保険株式会社	201	2.49
朝日生命保険相互会社	192	2.39

② A種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数 千株	持株比率 %
株式会社整理回収機構	3,000	100.00

- 注 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 普通株式の持株比率は、自己株式（50,652株）を控除して計算しております。

③ B種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社鹿児島銀行	100	11.76
一般財団法人岩崎育英文化財団	50	5.88
南国殖産株式会社	50	5.88
株式会社宮崎太陽銀行	40	4.70
奄美信用組合	30	3.52
上村建設株式会社	30	3.52
株式会社沖縄海邦銀行	30	3.52
鹿児島興業信用組合	30	3.52
鹿児島島相互信用金庫	30	3.52
鹿児島テレビ放送株式会社	30	3.52
株式会社セルモ	30	3.52
株式会社 M i s u m i	30	3.52
株式会社南日本新聞社	30	3.52
株式会社南日本放送	30	3.52
ユーマーコーポレーション株式会社	30	3.52
株式会社アリマコーポレーション	20	2.35
鹿児島総合警備保障株式会社	20	2.35
株式会社鹿児島讀賣テレビ	20	2.35
株式会社霧島エッグ	20	2.35
三洋工機株式会社	20	2.35
大政建設株式会社	20	2.35
テクノ冷熱株式会社	20	2.35
有限会社フレッシュミネサキ	20	2.35
奄美大島信用金庫	10	1.17
株式会社植村組	10	1.17
株式会社鹿児島放送	10	1.17
九州産業株式会社	10	1.17
九州総合信用株式会社	10	1.17
株式会社杉本建設	10	1.17
南九イリヨ株式会社	10	1.17
南国交通株式会社	10	1.17
株式会社 N E O	10	1.17

注 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 岩部俊夫 指定有限責任社員 宮田八郎	39	(下記注5. 参照)

- 注
- 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
 - 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、39百万円であります。
 - 当行と会計監査人との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約は締結しておりません。
 - 監査役会の同意理由
当行監査役会は、会計監査人からの報告の聴取等を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠などを検討し、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当行における「内部統制システム構築の基本方針」は、以下の通りです。

「内部統制システム構築の基本方針」

当行は、会社法及び会社法施行規則等に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備する。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守をあらゆる企業活動の前提とし、代表取締役が繰り返し取締役及び使用人に伝えることにより徹底する。
 - (2) コンプライアンス基準等を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - (3) コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する事項を審議・決定する。
 - (4) 事業年度ごとに取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実施状況をフォロー点検することによりコンプライアンスを徹底する。
 - (5) コンプライアンス統括部を主担当部とし、本部各部及び営業店にコンプライアンス担当者を配置して、コンプライアンスに関する情報を一元的に管理する。
 - (6) 取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス研修、全店統一勉強会等を実施する。
 - (7) 事故防止のため職員の人事ローテーションや連続休暇制度を実施する。
 - (8) コンプライアンス基準に基づき、取締役及び使用人が法令上疑義のある行為等を直接情報提供することについて、取締役及び使用人の全てに周知する。
 - (9) 財務報告の適切性を確保するために、総合企画部リスク統括グループを主担当部署として、必要な内部統制体制を構築する。
 - (10) 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは、銀行単体のみならず他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含めた一切の関係を遮断し、別途定める「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固たる態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保存する。
 - (2) 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 各種リスクの管理体制、リスク管理方針・計画、リスクの測定・評価・管理、報告、検査及び問題点の是正等を定めたリスク管理基準に基づき、リスク管理体制を強固なものにする。

- (2) 各種リスクの管理担当部は、リスク管理の状況をリスクカテゴリーに応じてALM委員会、もしくはリスク管理委員会へ報告し、これらの委員会において管理及び対策等を協議・決定する。リスク管理の運営・統括は総合企画部が行う。
- (3) 内部監査部門は、内部監査計画に基づいて各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を頭取、監査報告会（取締役及び部長、室長、監査役にて構成）に報告するとともに、指摘された重要な事項については、取締役会に報告する。
- 4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 事務分掌・取締役会規程等に基づき、取締役の職務執行の効率化を図る。
- (2) コンプライアンスに関する諸問題については、コンプライアンス委員会において審議したうえで、取締役会に付議する。
- 5.当行及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 連結子会社等管理規程に基づき、子会社等の重要な業務の決定について当行が適切に管理及び指導を行うことにより、職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、業務の状況についても定期的に子会社等から報告を求める。
- (2) 子会社等のコンプライアンス体制、リスク管理体制及び情報管理体制については、総合企画部が指導・監督し、当行及び子会社等から成る企業集団として業務の適正を確保する。
- (3) 内部監査部門は、子会社等の重要な業務運営の監査を実施し、その結果を頭取、監査報告会（取締役及び部長、室長、監査役にて構成）に報告するとともに、指摘された重要な事項については、取締役会に報告する。
- 6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役会と協議のうえ必要な人員を監査役室に配置する。
- (2) 監査役室に所属する使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- (3) 監査役室に所属する使用人の人事異動及び考課等人事権に係る事項については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
- 7.当行及び子会社等の役職員等が監査役に報告するための体制
- (1) 取締役は、当行及び子会社等の役職員の職務の執行に係る重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを監査役に報告する。
- (2) 職務の執行に関し重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した当行及び子会社等の役職員若しくはこれらの者から報告を受けた者は、これを監査役に報告する。
- (3) 当該報告をした者に対し、当該報告を理由として不利な取扱いを行ってはならない。

8.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 監査役は、取締役会、経営会議及びその他の重要な会議又は委員会等に出席することが出来るほか、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役又は職員に対しその説明を求めることができる。
- (3) 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換を行い、監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当行は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき業務の適正を確保するための体制を整備し運用しております。

1.コンプライアンス

社内規程を整備し周知する他、各種会議や各種社内研修を通じ、役職員等に対してコンプライアンスに関する教育を実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、コンプライアンス違反等に関する通報及び相談の適正な処理の仕組みとして内部通報制度「良心ホットライン」を社内や監査役室、外部の弁護士に設け、使用人に対する周知を継続的に行っております。

2.リスクマネジメント

当行では、業務上不可避なリスクについて、想定される最大損失が経営基盤を脅かすことのないようコントロールすることを目的としてリスク管理に関するさまざまな規程を整備し、「ALM委員会」及び「リスク管理委員会」を中心とするリスク管理体制を確立しております。

また、業務継続・危機管理体制を整備・強化することを目的とした各種規程・マニュアルを整備し、都度見直すとともに、災害等を想定した訓練も適宜実施しております。

新型コロナウイルス感染症に対しては、専担の部署を設置し、本部各部及び営業店が把握する情報や課題の一元管理を行うとともに、感染防止対策の企画・実施、感染者発生時の対応などを行っております。

3.財務報告に係る内部統制

当行は、財務報告の適切性を確保するための適切な管理態勢を構築・整備することを目的とした「財務報告にかかる内部統制規程」に基づいて、内部統制評価を実施しております。

4.内部監査

当行の内部監査部門は、当行及び子会社等における内部管理態勢の適切性・有効性を検証するとともに、問題点の発見・指摘にとどまらず、評価及び問題点の提言まで行うこととし、内部監査計画に基づき実施された内部監査結果については、原則として四半期毎に開催される監査報告会に報告するとともに、指摘された重要な事項については、取締役会に報告する体制としております。

7. 特定完全子会社に関する事項

- ・該当事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

- ・該当事項はありません。

9. 会計参与に関する事項

- ・該当事項はありません。

10. その他

- ・該当事項はありません。

[連結計算書類]

第114期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	194,924	預 金	781,923
商品有価証券	6	借 用 金	35,000
金銭の信託	390	そ の 他 負 債	7,461
有 価 証 券	83,199	退職給付に係る負債	418
貸 出 金	587,677	睡眠預金払戻損失引当金	38
外 国 為 替	687	偶 発 損 失 引 当 金	417
リース債権及びリース投資資産	1,529	再評価に係る繰延税金負債	1,169
そ の 他 資 産	9,250	支 払 承 諾	3,833
有 形 固 定 資 産	11,693	負 債 の 部 合 計	830,263
建 物	2,266	(純資産の部)	
土 地	8,472	資 本 金	20,851
リ ー ス 資 産	0	資 本 剰 余 金	13,139
建設仮勘定	6	利 益 剰 余 金	16,402
その他の有形固定資産	947	自 己 株 式	△153
無 形 固 定 資 産	672	株 主 資 本 合 計	50,240
ソフトウェア	618	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	133
その他の無形固定資産	54	土 地 再 評 価 差 額 金	2,410
退職給付に係る資産	365	退職給付に係る調整累計額	△150
繰 延 税 金 資 産	1,319	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	2,394
支 払 承 諾 見 返	3,833	非 支 配 株 主 持 分	1
貸 倒 引 当 金	△12,650	純 資 産 の 部 合 計	52,635
資 産 の 部 合 計	882,898	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	882,898

第114期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経資 常 運 収 益	15,497
資 金	13,449
貸有債預そ	11,826
の	943
役そ	6
の	188
の	484
の	1,490
の	254
の	304
の	129
の	0
の	1
の	173
経資 常 運 収 益	12,605
資 金	130
預そ	97
の	32
の	1,921
の	204
の	10,059
の	288
の	288
経特 常 別	2,892
特 定 別	1
固 定 別	214
減 損	57
退 職 給 付 信 託 返 還	74
税金 等 税、 住 民 税 前 当 期 純 事 業	82
法 人 等 税、 人 等 税 等 及 調 整 合 計	2,679
法 人 等 税 等 及 調 整 合 計	538
法 人 等 税 等 及 調 整 合 計	△72
当 期 純 利 益	466
配 分 額	2,212
非 支 配 株 主 純 利 益	0
親 会 社 株 主 純 利 益	2,212

第114期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	16,601	8,880	14,416	△153	39,745
当期変動額					
新株の発行	4,250	4,250			8,500
剰余金の配当			△380		△380
親会社株主に帰属する当期純利益			2,212		2,212
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩			154		154
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		9			9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	4,250	4,259	1,985	△0	10,494
当期末残高	20,851	13,139	16,402	△153	50,240

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	940	2,565	△122	3,382	19	43,148
当期変動額						
新株の発行						8,500
剰余金の配当						△380
親会社株主に帰属する当期純利益						2,212
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						154
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△806	△154	△27	△988	△18	△1,007
当期変動額合計	△806	△154	△27	△988	△18	9,487
当期末残高	133	2,410	△150	2,394	1	52,635

[計算書類]

第114期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	194,924	預金	782,042
現金	20,356	当座預金	14,889
預け	174,568	普通預金	378,937
商品有価証券	6	貯蓄預金	2,297
商品	6	通知預金	1,353
金の信託	390	定期預金	373,628
有価証券	83,220	その他預金	8,859
国債	21,739	借入金	2,076
地方債	22,686	借入金	35,000
株式	18,504	未払税金	5,075
その他	6,178	未払法人税等	137
貸出	14,112	未払費用	550
割引手形	588,157	未払受取	165
手形	2,000	前払り	442
証券	19,554	給付引当金	1
当座	507,982	退職給付引当金	7
外国為替	58,620	偶発損失引当金	16
外国店預け	687	再評価に係る繰延税金負債	3,754
その他資産	687	退職給付引当金	344
未決済為替	7,861	睡眠預金払戻損失引当金	38
未収収	102	偶発損失引当金	417
その他資産	413	再評価に係る繰延税金負債	1,169
有形固定資産	7,344	支払承	3,833
建物	11,646	負債の部合計	827,921
土地	2,266	(純資産の部)	
リース資産	8,472	資本剰余金	20,851
建設仮勘定	7	資本準備金	13,152
その他の有形固定資産	6	資本剰余金	11,750
無形固定資産	893	その他資本剰余金	1,402
ソフトウェア	667	利益剰余金	16,317
その他の無形固定資産	613	利益準備金	1,326
前払年金費用	53	その他利益剰余金	14,990
繰延税金資産	508	繰越利益剰余金	14,990
支払承諾見返	1,254	自己株	△153
貸倒引当金	3,833	株主資本合計	50,167
資産の部合計	△12,523	その他有価証券評価差額金	133
	880,633	土地再評価差額金	2,410
		評価・換算差額等合計	2,544
		純資産の部合計	52,712
		負債及び純資産の部合計	880,633

(単位：百万円)

科 目		金	額
特 別 利 益	固 定 資 産 処 分 益	1	1
特 別 利 益	固 定 資 産 処 分 損 失	57	214
	減 損	74	
	退 還	82	
	職 給 付 信 託 返 還 利 益		2,672
税 法 法 法 当	引 前 住 民 税 及 び 事 業 税 額 計 益	538	
	人 税、 人 税 等 純 利	△72	
	期 税		466
			2,205

招集（通知）

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第114期（2021年4月1日から 2022年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	16,601	7,500	1,402	8,902
当期変動額				
新株の発行	4,250	4,250		4,250
剰余金の配当				
当期純利益				
利益準備金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	4,250	4,250	△0	4,249
当期末残高	20,851	11,750	1,402	13,152

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	1,250	13,086	14,337	△153	39,688
当期変動額					
新株の発行					8,500
剰余金の配当		△380	△380		△380
当期純利益		2,205	2,205		2,205
利益準備金の積立	76	△76	-		-
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				0	0
土地再評価差額金の取崩		154	154		154
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	76	1,903	1,979	△0	10,479
当期末残高	1,326	14,990	16,317	△153	50,167

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	940	2,565	3,505	43,194
当期変動額				
新株の発行				8,500
剰余金の配当				△380
当期純利益				2,205
利益準備金の積立				－
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
土地再評価差額金 の取崩				154
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△806	△154	△961	△961
当期変動額合計	△806	△154	△961	9,517
当期末残高	133	2,410	2,544	52,712

招集(通知)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 南 日 本 銀 行
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 部 俊 夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 田 八 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社南日本銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 南 日 本 銀 行
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 部 俊 夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 田 八 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社南日本銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

株式会社 南日本銀行 監査役会

常勤監査役	松下弘志	Ⓢ
社外監査役	永山在紀	Ⓢ
社外監査役	山原芳樹	Ⓢ
社外監査役	逆瀬川尚文	Ⓢ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式	1株につき金25円00銭	総額	201,144,450円
当行A種優先株式	1株につき金60円30銭	総額	180,900,000円
当行B種優先株式	1株につき金87円74銭	総額	74,579,000円

なお、この場合の配当合計額は456,623,450円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月27日（月）といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

利益準備金 91,324,690円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 91,324,690円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当銀行は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附 則)</p> <p>1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）に基づき、株式会社整理回収機構に対して、A種優先株式を発行しています。そして、A種優先株式には、普通株式を対価とする取得条項（一斉取得条項）が付されており、2024年4月1日に一斉取得日が到来することとなります。そのため、当行は、A種優先株式の普通株式への一斉転換に伴う普通株式の希薄化を回避すべく、A種優先株式の償還による公的資金の早期完済を目指しております。

今般、A種優先株式の償還のために必要となる利益剰余金の確保が見込まれる状況となったため、A種優先株式の償還に向けて、会社法（平成17年法律第86号）第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

本件は当行貸借対照表の資本の勘定の振替のみを行うものであり、純資産額に変動を生じるものではなく、また株主の皆様の所有株式数に影響を与えるものでもありません。

なお、資本金の額の減少については銀行法（昭和56年法律第59号）に基づく当局の認可が前提となります。

(1) 減少すべき資本金の額

資本金の額20,851,420,085円のうち7,500,000,000円を減少し、資本金の額を13,351,420,085円とします。なお、減少する資本金は、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額11,750,156,000円のうち7,500,000,000円を減少し、資本準備金の額を4,250,156,000円とします。なお、減少する資本準備金は、その他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年9月29日（木）

第4号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当行における地位・担当 (2022年4月現在)
①	さいとう しんいち 齋藤 眞一	再任 取締役頭取
②	いち づぼ こうじ 市坪 功治	再任 専務取締役
③	しょう の かずひろ 正野 和広	再任 常務取締役
④	はま ぐち なおや 濱口 直也	再任 取締役融資部長
⑤	よし だめ まさひこ 吉留 昌彦	再任 取締役営業統括部長
⑥	た なか きょうじ 田中 暁爾	再任 取締役総合企画部長
⑦	の ま とし み 野間 俊美	再任 社外 取締役
⑧	にし やま よし ひさ 西山 芳久	再任 社外 取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当株式の種類および数
①	<p>再任</p> <p>さいとう しんいち 齋藤 眞一 (1952年8月27日生)</p>	<p>1975年4月 当行入行 1993年6月 当行宮田通支店長 2001年2月 当行卸本町支店長兼市内第三ブロック長 2005年6月 当行取締役証券・国際部長 2007年6月 当行取締役総合企画部長兼内部統制室長 2009年6月 当行常務取締役経営企画部長 2010年10月 当行常務取締役経営企画部長兼経営計画推進室長 2013年6月 当行専務取締役 2017年6月 当行取締役副頭取 2019年6月 当行取締役頭取 現在に至る</p> <p>■重要な兼職の状況 事業組合システムバンキング九州共同センター理事</p>	普通株式 16,700株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>経営企画及び財務面をはじめ、現当行取締役頭取を歴任し、銀行経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。その高い能力や見識を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			
②	<p>再任</p> <p>いち づぼ こうじ 市坪 功治 (1961年12月27日生)</p>	<p>1984年4月 当行入行 2004年10月 当行上町支店長 2006年4月 当行総合企画部企画課長 2009年4月 当行総合企画部部長代理 2011年7月 当行中央支店長兼宮田通支店長兼市内第一ブロック長 2013年6月 当行執行役員経営企画部長兼経営計画推進室長 2014年6月 当行取締役経営企画部長兼経営計画推進室長 2019年4月 当行取締役総合企画部長 2019年6月 当行常務取締役 2020年6月 当行専務取締役 現在に至る</p>	普通株式 9,900株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>総合企画部門をはじめ、現当行専務取締役を歴任し、業務全般を熟知しております。その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当株式の種類および数
③	<p>再任</p> <p>しょうの かず ひろ 正野和広 (1962年6月8日生)</p>	<p>1985年4月 当行入行 2002年10月 当行東谷山支店長 2005年10月 当行鴨池支店長 2007年7月 当行鹿屋支店長兼笠之原支店長兼大隅ブロック長 2009年2月 当行本店営業部部长代理 2010年6月 当行営業統括部次長 2011年2月 当行営業統括部支店支援室長 2012年6月 当行執行役員営業統括部支店支援室長 2013年6月 当行執行役員卸本町支店長 2014年6月 当行取締役本店営業部長 2016年6月 当行取締役営業統括部長 2019年6月 当行常務取締役営業本部長 2020年6月 当行常務取締役 現在に至る</p>	普通株式 9,700株
<p>■ 取締役候補者とした理由</p> <p>当行常務取締役営業本部長・現当行常務取締役を歴任し、特に営業分野でリーダーシップを発揮するなど、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			
④	<p>再任</p> <p>はま ぐち なお や 濱口直也 (1960年2月3日生)</p>	<p>1982年4月 当行入行 2001年7月 当行上町支店長 2003年6月 当行谷山支店長 2007年7月 当行営業推進部部长代理兼営業企画グループ主任調査役 2008年2月 当行国分支店長兼始良ブロック長 2011年2月 当行脇田支店長兼市内第二ブロック長 2012年10月 当行審査部次長 2013年6月 当行証券国際部長 2014年6月 当行執行役員熊本営業部長兼熊本・福岡ブロック長 2017年6月 当行取締役審査部長 2019年6月 当行取締役融資部長 現在に至る</p>	普通株式 6,600株
<p>■ 取締役候補者とした理由</p> <p>当行執行役員熊本営業部長兼熊本・福岡ブロック長・現当行取締役融資部長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当株式の種類および数
⑤	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> よし ども まさ ひこ 吉留昌彦 (1964年10月30日生)	1988年4月 当行入行 2007年7月 当行鴨池支店長 2011年2月 当行審査部融資企画グループ主任調査役 2011年7月 当行経営企画部部長代理 2014年7月 当行川内支店長兼川内ブロック長 2016年7月 当行中央支店長兼市内第一ブロック長 2019年6月 当行執行役員本店営業部長 2020年6月 当行取締役営業統括部長 現在に至る	普通株式 5,000株
■ 取締役候補者とした理由 当行執行役員本店営業部長・現当行取締役営業統括部長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。			
⑥	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> た なか きょう じ 田中暁爾 (1966年6月19日生)	1990年4月 当行入行 2007年4月 当行総合企画部リスク統括グループ調査役 2009年4月 当行総合企画部企画課長 2011年11月 当行本店営業部融資課長 2013年2月 当行荒田支店長 2014年7月 当行経営企画部部長代理 2018年2月 当行経営企画部副部長 2019年6月 当行総合企画部長 2020年6月 当行執行役員総合企画部長 2021年6月 当行取締役総合企画部長 現在に至る	普通株式 3,700株
■ 取締役候補者とした理由 経営企画部門をはじめ、現当行取締役総合企画部長を歴任し、業務全般を熟知しております。その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
⑦	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">社外</div> の ま と し み 野 間 俊 美 (1941年2月22日生)	1961年4月 鹿児島地方裁判所入所 1976年8月 簡易裁判所判事任官 1976年10月 司法試験合格 1981年11月 簡易裁判所判事退官 1981年12月 鹿児島県弁護士会に弁護士登録 1994年4月 鹿児島県弁護士会会長就任 1995年3月 鹿児島県弁護士会会長退任 2002年4月 弁護士法人鹿児島中央法律事務所設立 2006年4月 法テラス鹿児島地方事務所長就任 2012年4月 法テラス鹿児島地方事務所長退任 2013年4月 弁護士法人野間法律事務所代表弁護士 2015年6月 当行取締役 2019年1月 弁護士法人始良霧島法律事務所所属弁護士(旧弁護士法人野間法律事務所) 現在に至る ■ 重要な兼職の状況 弁護士法人始良霧島法律事務所所属弁護士	普通株式 2,000株
■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割 弁護士として企業法務に精通し、その専門的な知識・経験等を社外取締役として当行の経営全般に反映していただくため、社外取締役候補者としました。 なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
⑧	<p>再任 社外</p> <p>にし やま よし ひさ 西山芳久 (1948年1月8日生)</p>	<p>1972年4月 鹿児島県入庁 1997年4月 同県保健福祉部県立病院課長 2000年4月 同県総務部人事課長 2002年4月 同県商工観光労働部次長 2003年4月 同県総務部次長 2005年4月 同県環境生活部長 2007年3月 同県退職 2007年7月 鹿児島県代表監査委員就任 2011年3月 同県代表監査委員辞職 2011年4月 かがしま産業支援センター理事 2015年6月 かがしま産業支援センター理事 2015年6月 当行監査役 2019年6月 当行監査役退任 2019年6月 当行取締役 現在に至る</p>	<p>普通株式 1,500株</p>
<p>■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>鹿児島県の要職を歴任され、退職後も鹿児島県代表監査委員を務めるなど、その経験と見識を社外取締役として当行の経営全般に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。</p> <p>なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- 注 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野間俊美氏、西山芳久氏は社外取締役候補者であります。
3. 野間俊美氏、西山芳久氏は現任の社外取締役であり、両氏の社外取締役の就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって野間俊美氏が7年、西山芳久氏が3年となります。
4. 当行は、野間俊美氏、西山芳久氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当行は、野間俊美氏、西山芳久氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役永山在紀氏、山原芳樹氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
①	<p>再任 社外</p> <p>なが やま あり のり 永山在紀 (1940年5月3日生)</p>	<p>1965年4月 積水化学工業株式会社入社 1993年4月 同社東京支店長 1996年6月 同社退社 1996年7月 南国殖産株式会社入社常勤顧問 1996年12月 同社取締役企画部長 1997年12月 同社常務取締役 2004年12月 同社代表取締役社長 2006年6月 当行監査役 現在に至る</p> <p>■重要な兼職の状況 南国殖産株式会社代表取締役社長</p>	—
<p>■社外監査役候補者とした理由</p> <p>南国殖産株式会社の代表取締役社長であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役候補者となりました。</p>			
②	<p>新任 社外</p> <p>よ くら しょう じ 與倉昭治 (1953年11月4日生)</p>	<p>1984年4月 米国ジョージア大学講師 1984年9月 米国ジョージア大学助教授 1985年7月 鹿児島大学工学部講師 1991年10月 鹿児島大学教養部助教授 1997年6月 鹿児島大学理学部教授 2008年10月 鹿児島大学学長補佐 2009年4月 鹿児島大学大学院理工学研究科教授 2011年4月 鹿児島大学理学部副学部長 2013年4月 鹿児島大学理学部長・理工学研究科副研究科長 2019年3月 鹿児島大学退職 2019年4月 鹿児島大学名誉教授 現在に至る</p>	—
<p>■社外監査役候補者とした理由</p> <p>長年鹿児島大学教授として勤務され、大学教授としての経験と高い見識を有していることから、当行取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査を適切に行っていただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。</p> <p>なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- 注 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永山在紀氏、與倉昭治氏は社外監査役候補者であります。
3. 永山在紀氏は現任の社外監査役であり、同氏の社外監査役の就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって16年となります。
4. 当行は、永山在紀氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当行は、與倉昭治氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当行は、與倉昭治氏の選任が承認された場合、同氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、監査役がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上